

# 千葉県立鶴舞看護専門学校学則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本校は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第3号に規定する看護師養成所及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校として、看護師に必要な知識・技術及び態度を教授すると共に、全人教育を旨とし、豊かな人間性を持ち社会に貢献しうる専門職業人を育成することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 本校は、千葉県立鶴舞看護専門学校（以下「本校」という。）と称する。

2 本校の位置を千葉市原市鶴舞565番地に置く。

(自己点検評価)

第3条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校が定めた教育目的を達成するため学校教育活動等の状況について自ら点検評価を実施するものとする。

2 前項の自己点検評価実施に関して必要な事項は別に定める。

## 第2章 課程及び修業年限、定員並びに在学期間

(課程)

第4条 本校の課程は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条第1項に規定する3年課程（全日制）である。

(修業年限及び学生定員)

第5条 本校の修業年限及び学生定員は次のとおりとする。

- |               |      |
|---------------|------|
| (1) 修業年限      | 3年   |
| (2) 入学定員（1学年） | 40名  |
| (3) 総定員       | 120名 |

(在学期間)

第6条 学生は、6年を超えて在学することはできない。

2 在学期間は、休学した期間を含むものとする。

## 第3章 学年・学期及び休日

(学年及び学期)

第7条 本校の学年は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 学期は次のとおりである。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 季節休暇 1年を通じて10週間以内で校長が定める日。
- (4) 開校記念日 6月15日

2 校長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことができる。

3 第1項に定めるもののほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

## 第4章 入学・転入学、休学・復学・退学・除籍

(入学の時期)

第9条 本校の入学時期は、学年の始めとする。期日は校長が決める。

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は、学校教育法第90条第1項の規定により定められている者で本校の選考試験に合格したものとす。

(入学の志願手続及び選考)

第11条 本校に入学を志願する者は、校長が定める期日までに所定の書類に入学検査料を添えて校長に提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等に関する必要な事項は別に定める。

3 校長は、第1項の手続きが終了した者に対して選考試験を行い、別に定める入試委員会の審査を経て、合格者を決定する。

(入学手続及び許可)

第12条 前条第3項の選考により合格した者は、校長が定める期日までに、保証人と連署した誓約書その他所定の書類を提出し、入学料を納入しなければならない。

2 校長は、前項の手続きが完了した者に対して入学を許可する。

(保証人)

第13条 前条第1項に規定する保証人は、1親等の直系尊属、これに代わる者又は学生本人と生計を異にした成年者でなければならない。

2 保証人は、入学を許可された者(以下「学生」という。)の在学中における金銭的な賠償責任を除いた一切の行為について責任を負うものとする。

3 保証人に変更があった場合は、直ちにその旨を校長に届け出なければならない。

(転入学及び転学)

第14条 転入学を希望する者がある場合、その者が現に在学する学校又は養成所の教育課程及びその者の履修内容が本校と同程度であり、かつ欠員が生じている場合に限り、校長は転入学を許可することができる。

2 転学しようとする学生は、校長に転学願を提出し許可を受けなければならない。

(欠席)

第15条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により出席できないときは、欠席届を校長に提出しなければならない。

2 欠席期間が引き続き1週間以上に及ぶときは、その理由を説明する書類を添付しなければならない。ただし、忌引きは、欠席日数に算入しない。

3 前項のほかに欠席に関する必要な事項は別に定める。

(休学)

第16条 学生は疾病その他やむを得ない理由により、引き続き1ヶ月以上修学することができないときは、保証人と連署した休学許可申請書に医師の診断書等その理由を説明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(休学の期間)

第17条 休学の期間は、原則として1年を超えることができない。ただし、特別の理由が認められるときは、更に引き続き1年間に限り期間の延長を許可することができる。

(復学)

第18条 前条の規定により休学の許可を受けた者が、その事由の消滅により復学しようとするときは、保証人と連署した復学許可申請書を校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、休学の理由が疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(退学)

第19条 学生は、本校を退学しようとするときは、保証人と連署した退学許可申請書を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、次の各号の一に該当する者に対して退学させることができる。

- (1) 第6条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第17条に規定する休学の期間を超えて、なお復学できない者
- (3) 正当な理由がなく第27条に規定する授業料を滞納し、督促しても納付しない者
- (4) 第29条第3項に規定する懲戒を受けた者  
(除籍)

第20条 校長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

- (1) 死亡の届け出のあった者
- (2) 行方不明者。ただし、第6条に規定する在学期間を超えた者

## 第5章 教育課程

(授業科目及び単位・時間数等)

第21条 本校の授業科目及び単位・時間数は別表のとおりとする。

- 2 1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間とする。臨地実習については45時間の実習をもって1単位とする。

## 第6章 単位及び既修得単位の認定

(単位の認定)

第22条 校長は、各授業科目の成績評価で合格した者に対して、単位認定会議に付して単位を認定する。成績評価並びに単位の認定に関する必要な事項は別に定める。

- 2 成績評価は、学科試験、実習成績、課題の提出状況及び出席状況等により行う。
- 3 学科試験及び実習成績は、60点以上を合格点とする。
- 4 各授業科目の出席時間数が講義時間数の3分の2に達しない者及び実習にかかる出席時間数がその実習時間数の6分の5に達しない者については、第1項の認定を行わない。

(既修得単位の認定)

第23条 校長は、放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、本校が定める授業科目に限り既に単位を修得している者については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を単位認定会議で審査し、総修得単位数の2分の1を超えない範囲で、本校における授業科目とみなし単位を認定する。

- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 臨床工学技士
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 言語聴覚士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士

なお、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号の規定に該当する者で社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を単位認定会議で審査し、本校における授業科目とみなし単位を認定する。

2 既修得単位認定を希望する者は指定された日時までに必要書類を看護学科に提出する。

## 第7章 卒業の認定

(卒業の認定)

第24条 校長は、修業年限以上在学し、履修すべきすべての科目の単位の認定を受けた者に対して卒業を認定する。

(卒業証書の授与)

第25条 校長は、卒業を認定した者に対して卒業証書並びに専門士（看護専門課程）の称号を授与する。

(資格の取得)

第26条 本校を卒業した者は、看護師国家試験の受験資格を取得できる。

## 第8章 授業料等

(授業料等)

第27条 本校の授業料、入学料、入学検査料及び文書料の徴収については、使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）の定めるところによる。

2 授業料の納付時期は、次のとおりとする。

前期分 4月20日まで

後期分 10月20日まで

3 前項のほかに授業料等に関する必要な事項は別に定める。

## 第9章 賞罰

(表彰)

第28条 校長は、学業及び性行ともに優秀で、他の模範となる学生に対して表彰することができる。

2 表彰対象者、表彰の種類及び基準については別に定める。

(懲罰)

第29条 校長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対し懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2) 正当な理由がなく出席が常でない者

(3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第10章 健康管理

(健康管理)

第30条 校長は年1回以上学生の健康診断を行わなければならない。

2 前項のほかに、校長は学生の健康管理上必要に応じて臨時に実施することができる。

3 健康診断その他学生の健康管理の実施の時期及び方法等について必要な事項は別に定める。

## 第11章 職員及び会議等

(職員)

第31条 本校に次の職員を置く。

(1) 校長

(2) 副校長

(3) 庶務教務課長

(4) 学科長（教務主任）

(5) 実習調整者

- (6) 専任教員
- (7) 事務職員
- (8) その他職員

2 前項に定める職員のほかに非常勤講師を置く。

(運営会議)

第32条 学校の教育及び運営を円滑かつ適正に行うため運営会議を置く。

2 運営会議に関する必要な事項は別に定める。

(会議)

第33条 前条の会議のほか本校の運営を円滑かつ適正に行うため、次の会議を置く。

- (1) 職員会議
- (2) 教員会議
- (3) 臨地実習指導者会議
- (4) 単位認定会議
- (5) 卒業認定会議
- (6) 入学選考試験合否判定会議
- (7) 講師会議

2 前項の各会議及び委員会に関する事項は別に定める。

## 第12章 学生寮

(学生寮)

第34条 学生寮に関する必要な事項は別に定める。

## 第13章 補則

(補則)

第35条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、校長が別に定める。

(附則)

この学則は平成7年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は平成9年4月1日から施行する。

ただし、平成9年3月31日に在学している学生については、従前の学則を適用する。

(附則)

この学則は平成10年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は平成11年4月1日から施行する。

ただし、平成11年3月31日に在学している学生については、従前の学則を適用する。

(附則)

この学則は平成13年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は平成15年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は令和2年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は令和4年4月1日から施行する。

ただし、令和4年3月31日に在学している学生については、従前の学則を適用する。

(附則)

この学則は令和4年10月1日から施行する。